

1 市町村農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由(法第13条第1項)

該当するもの全てに○を記入

☐ 基本方針の変更	☐ 農業振興地域の区域の変更	☐ 基礎調査の結果	☐ 〇 経済情勢の変動その他情勢の推移	☐
----------------------------------	---------------------------------------	----------------------------------	--	--------------------------

2 農用地利用計画の変更

案件 番号	変更 区分	用 途 区 分 (前→後)	土地の所在・地番	面 積 (㎡)		変更理由	根拠法令等 (除外の場合のみ)	備 考
					うち農地 (耕地)面積 (㎡)			
1	用途変更	農地(田) → 農業用施設用地	都城市高木町2575番2	564	564	畜産用資材置き場のため。		
2	用途変更	農地(田) → 農業用施設用地	都城市梅北町11919番1	636	636	農機具等置場のため。		
3	用途変更	農地(田) → 樹園地	都城市梅北町3922番3	2,032	0	樹園地利用のため。		
4	用途変更	農地(田) 農地(畑) → 農業用施設用地	都城市高崎町江平1055番1ほか1筆の一部	2,588㎡のうち 1,931	1,931	畜産牛の運動場設置、ロール置き場のため。		
5	除外	農地(畑) → 除外	都城市山田町山田5992番4	1,433	0	植林のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
6	除外	農地(田) → 除外	都城市大岩田町5511番3	85	85	駐車場、資材置き場のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
7	除外	農地(田) → 除外	都城市南横市町4074番地1	1,490	1,490	幼稚園園舎建設のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
8	除外	農業用施設用地 → 除外	都城市南横市町4473番2の一部	2,056㎡のうち 438	0	隣接地に建設する蓄電所への通路のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
9	除外	農地(田) → 除外	都城市太郎坊町6681番1	965	965	建売住宅建設のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
10	除外	農地(畑) → 除外	都城市平塚町10252番の一部	968㎡のうち 483	483	一般住宅建設のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
11	除外	農地(畑) → 除外	都城市夏尾町6713番10の一部、ほか1筆	4,680㎡のうち 2,153	2,153	植林のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
12	除外	農地(畑) → 除外	都城市久保原町8640番1の一部	968㎡のうち 79	79	一般住宅の敷地拡張のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
13	除外	農地(畑) → 除外	都城市久保原町8640番1の一部	968㎡のうち 306	306	建売住宅建設のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
14	除外	農地(畑) → 除外	都城市久保原町8640番1の一部	968㎡のうち 261	261	建売住宅建設のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
15	除外	農地(畑) → 除外	都城市久保原町8640番1の一部	968㎡のうち 321	321	一般住宅建設のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
16	除外	農地(田) → 除外	都城市高城町穂満坊782番3ほか8筆	8,142	8,142	企業事務所等の建設のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
17	除外	農業用施設 農地(畑) → 除外	都城市野々美谷町3208番3ほか12筆	13,992.09	2,836	蓄電池設置のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	
18	除外	農地(田) → 除外	都城市太郎坊町1882番2ほか1筆	373	373	一般住宅建設のため。 ※除外することを適当とした理由については、別紙「除外要件の検討」参照	法第13条第2項	

2 農用地利用計画の変更

案件 番号	変更 区分	用 途 区 分 (前→後)	土地の所在・地番	面 積		変更理由	根拠法令等 (除外の場合のみ)	備 考
				面 積 (㎡)	うち農地 (耕地)面積 (㎡)			
19	用途変更	農地(畑) → 農業用施設用地	都城市御池町5375番484の一部	4,186㎡のうち 2,500	2,500	牛舎建設のため。		

- *「変更区分」欄には、編入、用途変更、除外のいずれかを記入する。
- *「用途区分」欄には、編入の場合は「編入→〇〇」、用途変更の場合は「〇〇→〇〇」、除外の場合は「〇〇→除外」など変更前後の用途区分を記入する。
- *「うち農地(耕地)面積」欄には、農用地区域内農地から荒廃農地A分類、B分類を除いた面積を記入する。
- *「変更理由」欄には、編入及び用途変更の場合は変更理由を、除外の場合は変更理由及び除外することを適当とした理由を記入する。
- *「根拠法令等」欄には、転用目的の除外は「法第13条第2項」、農用地区域に含まれない土地の除外は「法第10条第4項(及び施行令第8条第1項の該当する号、施行規則第4条の5第1条の該当する号)」、非農地決定・許可不要の開発行為により整備されたもの・基礎調査等の結果により確保不要と判断した土地の除外は「法第10条第3項非該当」を記入する。

3 農用地利用計画以外の変更

変 更 箇 所	変 更 内 容	変更理由	備 考
該当なし			